

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について下記のとおりお知らせ致します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	西日本第二事業部（阪神）
拠点の所在地	兵庫県神戸市東灘区向洋町東4-16 神戸航空貨物ターミナル内

※2025年3月末現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
47	31	19,403円	12,666円	34.7%

※マージン率とは

派遣先より株式会社エアーポートカーゴサービスに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用 派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・事務管理費等）
	営業費用 営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. キャリア形成支援制度(教育訓練)に関する事項（下記訓練費用負担額は無償、賃金支給は有給となります。）

- ・配属前導入教育「(基礎訓練・OA機器操作・貿易実務)、(実務訓練・インボイス・AWB等の作成)」
 - ・一般教養研修（ビジネスマナー研修等） ・安全衛生教育 ・階層別研修（リーダー研修・幹部研修）
- キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 西日本第2事業部 TEL 078-857-4731

3. その他参考と認められる事項

東京港健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。 ※社会保険加入者のみ

4. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結済み
- ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：航空貨物取扱事務業務・航空貨物荷捌き業務・フォークリフト運転作業業務・一般事務業務に従事する労働者
- ・当該労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日